

編入**農業振興地域の農用地区域編入申出 提出書類一覧表**

※以下の書類を 各1部 提出してください。

書 類 名	説 明
(1) 申 出 書	別紙様式
(2) 登記事項証明書 (全部事項証明書)	①法務局発行の、申出地の登記事項証明書（申出前3か月以内のもの）
(3) 公 図 の 写 し (法務局の公図)	①法務局発行の公図の写しで、申出地全体と、申出地の周囲の土地がわかるもの。 ②以下の事柄を記入してください。 ・申出地の範囲 ・一筆の土地の一部を編入する場合は、分割線（分筆予定線） ・申出地の隣地（隣接地 及び 申出地から4m以上離れていない土地）の地目 ・申出地の隣地のうち農地については、所有者、耕作者の氏名・名称 ※「耕作者」とは、その農地を借りて耕作している農家や農業法人
(4) 位 置 図 (付 近 見 取 図)	①申出地の位置や付近の様子わかる地図 (住宅地図のコピー等に申出地を表示したもの。)
(5) 事 業 計 画 書	①申出地について、補助事業による土地改良事業や農業用施設整備事業等の実施が予定されている場合は、事業名、事業内容等がわかる資料
(6) 同 意 書 (権利者)	①申出地に <u>抵当権、地益権などの権利が設定されている場合は</u> 、権利者の同意書
(7) 法人の登記事項証明書	①申出者が法人の場合は、法務局発行の法人登記簿謄本（全部事項証明書）
(8) その他の書類	申出内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合があります。 農業課にお問い合わせください。

※ 申出書類の提出は、申出者本人が行ってください。代理で提出できるのは行政書士等、法令に基づく者に限られます。有資格者以外の提出は、法律に抵触するおそれがあります。

<申出書類提出場所>

飯田市役所 産業経済部 農業課 農村振興係
〒395-0817 長野県飯田市東東281番地（JAみどりの広場内）
電話（0265）21-3217 FAX（0265）52-6181